

●香川県警察本部告示第1号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成26年3月25日

香川県警察本部長 筋 伊 知 朗

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程
香川県警察文書公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>香川県警察公印規程</u></p> <p>（目的） 第1条 この規程は、香川県警察の<u>公印</u>に関し必要な事項を定めることにより、<u>公印の適正な管理を図る</u>ことを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>香川県警察文書公印規程</u></p> <p>目次 第1章 <u>総則（第1条・第2条）</u> 第2章 <u>文書の收受手続（第3条）</u> 第3章 <u>文書の施行手続（第4条—第9条）</u> 第4章 <u>公印（第10条—第13条）</u> 第5章 <u>行政文書の管理（第14条）</u> 附則</p> <p style="text-align: center;"><u>第1章 総則</u></p> <p>（目的） 第1条 この規程は、香川県警察の<u>文書の取扱い</u>に関し必要な事項を定めることにより、<u>文書の迅速かつ適正な処理を図り、もって事務能率の向上に資する</u>ことを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この規程において「<u>文書</u>」とは、香川県警察の事務に関し、香川県警察本部（以下「警察本部」という。）又は警察署において警察職員が職務上取得し、又は作成した文書（<u>図画及び写真並びに電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた電磁的記録を含む。</u>）をいう。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章 文書の收受手続</u></p>

(文書の收受)

第3条 香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）あての文書は、香川県警察本部警務部総務課（以下「総務課」という。）において收受し、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定める処理をしなければならない。

(1) 親展文書 封皮に別記様式第1号の收受印を押し、これに收受年月日を記入し、別記様式第2号の親展文書收受簿に登載の上、警察本部長に提出すること。

(2) 普通文書 総務課において開封し、文書に前号の收受印を押し、これに收受年月日を記入し、別記様式第2号の普通文書收受簿に登載の上、警察本部長に提出すること。ただし、案内状、函書等の軽易な文書については、当該普通文書收受簿への登載を省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、警察本部の課、隊若しくは所若しくは香川県警察学校又は警察署（以下「所属」という。）に到達した警察本部長あての文書（親展文書及び総務課に到達した警察本部長あての文書を除く。）で次に掲げるものは、別に定めるところにより、当該所属において開封し、当該所属の收受印を押し、これに收受年月日を記入し、当該所属の文書收受簿に登載の上、当該所属の長の指示を受けて処理しなければならない。

(1) 法令（条例、規則及び告示を含む。以下同じ。）に基づき他の行政機関から收受した文書

(2) 警察本部長が指定する文書

3 警察本部長あて以外の文書は、前項に規定する收受手続の例により処理しなければならない。ただし、案内状、函書等の軽易な文書については、当該文書收受簿への登載を省略することができる。

第3章 文書の施行手続

(警察本部長の決裁事項等)

第4条 次に掲げる事項については、当該事務をつかさどる所属において文書を起案し、所管部長を経て警察本部長の決裁を受け、又は警察本部長に報告しなければならない。

(1) 法令に基づき警察本部長の権限に属する事務（香川県公安委員会の権限に属する事務及び知事の権限の属する事務（警察に関するものに限る。）のうち警察本部長に委任され、又は警察本部長が専決する事務を含む。）で、別に定めるところにより警察本部長の決裁を受けることと

されているもの

- (2) 警察本部長、警察署長その他の警察機関が当事者である訴訟、あつせん、調停又は仲裁に関する処理方針の決定
- (3) 警察本部の告示及び公告
- (4) 訓令
- (5) 警察本部長の名で発出する通達（軽易なものを除く。）
- (6) 国等に対する意見、要望等の決定
- (7) 国の表彰に伴う受彰候補者の決定、推薦等
- (8) 県警察行政の総合的な企画及び調整並びに運営に関する方針の決定又は変更
- (9) 事務事業の計画及び実施方針の決定又は変更（軽易なものを除く。）
- (10) 建議書、陳情書又は警察に対する苦情申出等の処理（軽易なものを除く。）
- (11) 他の行政機関等との協定、覚書の交換等
- (12) 前各号に掲げるもののほか、県警察の制度及び運営についての施策に関するもの（軽易なものを除く。）

(文書の種類)

第5条 警察職員が職務上作成する文書の種類は、次のとおりとする。

- (1) 告示 警察本部長が、法令又は職務上の権限に基づき、処分し、又は決定した事項を一般に周知させるために公示するものをいう。
- (2) 公告 告示以外で、一定の事項を一般に周知させるために公示するものをいう。
- (3) 指令 法令に基づき、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号若しくは香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号）第2条第4号に規定する許認可等を認諾し、又は当該許認可等を拒否する処分に係るものをいう。
- (4) 達 法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、若しくはその権利を制限する処分又は香川県行政手続条例第2条第6号に規定する行政指導に係るものをいう。
- (5) 往復文書 法令又は職務上の権限に基づき、他の行政機関又は特定の個人若しくは法人その他の団体に対して行う一定の事項の証明、照会、回答、通知、送付、報告、協議、要求、要請等に係るもの（指令又は達に該当するものを除く。）をいう。
- (6) 訓令 警察本部長が、指揮監督権に基づき、部下職員に対し、職務

運営上の基本的事項につき、これを指揮するために命令するもの（告示形式で施行するものを除く。）をいう。

(7) 通達 指揮監督権に基づき、部下職員に対し、職務執行上の一般的事項につき、これを示達するために命令するもの（訓令を除く。）をいう。

(8) その他の文書 賞状、式辞、協定書、契約書等前各号に掲げるもの以外のものをいう。

(文書の書式)

第6条 文書の書式は、法令に定めのあるものを除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式の例によるものとする。

(1) 告示、公告、指令、達及び往復文書の書式 香川県公安委員会文書規則（平成12年香川県公安委員会規則第33号）の書式の例に準ずる。

(2) 訓令の書式 別記様式第3号

(3) 通達の書式 別記様式第4号

(文書の記号及び番号)

第7条 警察本部長の名で発出する次の各号に掲げる文書には、当該各号に定めるところにより、記号及び番号を付するものとする。

(1) 告示及び公告 記号については、その種類名に「香川県警察本部」を冠したものとし、番号については、香川県警察本部警務部企画課に備付けの別記様式第5号の告示・公告原簿により、その種類ごとに暦年による一連番号とする。

(2) 指令、達及び往復文書 記号については、「香警本発」とし、番号については、香川県警察本部警務部企画課に備付けの別記様式第6号の文書発送簿により、施行順に従って暦年による一連番号とする。ただし、別表第1に掲げる文書については、別に定めるところに従い、当該事務を所管する所属に備付けの台帳等により、当該文書の種類ごとに記号及び番号又は番号を付することができる。

(3) 訓令 記号については、「香川県警察本部」を冠したものとし、番号については、香川県警察本部警務部企画課に備付けの別記様式第7号の訓令原簿により、施行順に従って暦年による一連番号とする。

(4) 通達 記号については、次の表の左欄に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる記号とし、番号については、所属に備付けの文書発送番号簿により、施行順に従って暦年による一連番号とする。

所 属	記 号
香川県警察本部警務部総務課	香総務
香川県警察本部警務部広聴・被害者支援課	香広被
香川県警察本部警務部企画課	香企画
香川県警察本部警務部人事課	香人事
香川県警察本部警務部監察課	香監察
香川県警察本部警務部会計課	香会計
香川県警察本部警務部厚生課	香厚生
香川県警察本部警務部情報管理課	香情管
香川県警察本部生活安全部生活安全企画課	香生企
香川県警察本部生活安全部地域課	香地域
香川県警察本部生活安全部少年課	香少年
香川県警察本部生活安全部生活環境課	香生環
香川県警察本部刑事部刑事企画課	香刑企
香川県警察本部刑事部捜査第一課	香捜一
香川県警察本部刑事部捜査第二課	香捜二
香川県警察本部刑事部組織犯罪対策課	香組対
香川県警察本部刑事部鑑識課	香鑑識
香川県警察本部刑事部科学捜査研究所	香科研
香川県警察本部交通部交通企画課	香交企
香川県警察本部交通部交通指導課	香交指
香川県警察本部交通部交通規制課	香交規
香川県警察本部交通部運転免許課	香運免
香川県警察本部交通部交通機動隊	香交機
香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊	香高交
香川県警察本部警備部公安課	香公安
香川県警察本部警備部警備課	香警備
香川県警察本部警備部機動隊	香機動
香川県警察学校	香学校
香川県東かがわ警察署	香か
香川県さぬき警察署	香さ
香川県高松東警察署	香東
香川県小豆警察署	香小

香川県高松北警察署	香北
香川県高松南警察署	香南
香川県坂出警察署	香坂
香川県高松西警察署	香西
香川県丸亀警察署	香丸
香川県善通寺警察署	香善
香川県琴平警察署	香琴
香川県三豊警察署	香三
香川県観音寺警察署	香観

2 警察本部長以外の名で発出する次の各号に掲げる文書には、当該各号に定めるところにより、記号及び番号を付するものとする。

(1) 公告 記号については、警察署又は香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊（以下「高速道路交通警察隊」という。）の名称を冠したものとし、番号については、当該所属に備付けの公告原簿により、暦年による一連番号とする。

(2) 指令、達、往復文書及び通達 記号については、前項第4号に規定する記号とし、番号については、所属に備付けの文書発送番号簿により、施行順に従って暦年による一連番号とする。ただし、別表第2に掲げる文書については、別に定めるところに従い、当該事務を所管する所属に備付けの台帳等により、当該文書の種類ごとに記号及び番号又は番号を付することができる。

(文書の記名)

第8条 文書のうち、告示及び訓令については警察本部長名を用いるものとし、法令の規定により警察本部長、警察署長、高速道路交通警察隊長その他の警察機関の権限に属する事務に係る公告、指令、達及び往復文書については当該警察機関の名義を用いるものとし、その他の文書については別に定めるところにより警察機関の名義を用いるものとする。

(文書の施行日付、公示等の方法及び送達)

第9条 文書の施行日付、公示等の方法及び送達は、香川県公安委員会文書規則第5条に規定する公安委員会文書の例によるものとする。

第4章 公印

(公印の種別及び形式等)

第2条 香川県警察の公印は、香川県警察本部長印、香川県警察本部印、警察署長印、警察署印、香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長印及び香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊印とし、その形式及び用途は、次の表のとおりとする。

種 別	形 式	用 途
香川県警察本部長印		別表第1に掲げる文書（次項の表に掲げるものを除く。）及び <u>香川県警察本部長名</u> の一般の文書に使用
香川県警察本部印		別表第3に掲げる文書及び <u>香川県警察本部名</u> の一般の文書に使用
略		
香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長印		道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）第117条の規定により <u>香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長</u> が行うこととされている事務に係る文書及び <u>香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長名</u> の一般の文書に使用
香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊印		香川県警察本部交通部 <u>高速道路交通警察隊名</u> の一般の文書に使用

(公印の種別及び形式等)

第10条 香川県警察の公印は、警察本部長印、警察本部印、警察署長印、警察署印、高速道路交通警察隊長印及び高速道路交通警察隊印とし、その形式及び用途は、次の表のとおりとする。

種 別	形 式	用 途
香川県警察本部長印		別表第1に掲げる文書（次項の表に掲げるものを除く。）及び <u>警察本部長名</u> の一般の文書に使用
香川県警察本部印		別表第3に掲げる文書及び <u>警察本部名</u> の一般の文書に使用
略		
香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長印		道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）第117条の規定により <u>高速道路交通警察隊長</u> が行うこととされている事務に係る文書及び <u>高速道路交通警察隊長名</u> の一般の文書に使用
香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊印		<u>高速道路交通警察隊名</u> の一般の文書に使用

2 香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）がその権限のうちの一部のものをを行う場合にのみ使用する公印の形式及び用途は、次の表のとおりとする。

略

3 略

4 警察本部長は、必要があると認めるときは、第1項及び第2項の公印のほか、香川県警察本部（以下「警察本部」という。）の部及び部長並びに所属（警察本部の課、隊若しくは所若しくは香川県警察学校又は警察署をいう。以下同じ。）及び所属の長の公印を作成することができる。ただし、警察署長印、警察署印、香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長印及び香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊印については、この限りでない。

（公印の使用）

第3条 前条第1項の公印のうち、香川県警察本部長印及び香川県警察本部印は、同項の規定により公印を押すこととされている文書（一般の文書を除く。）のほか、警察本部長が特に必要があると認める一般の文書に使用することができる。

2・3 略

（公印の保管）

第4条 第2条第1項の公印のうち、香川県警察本部長印及び香川県警察本部印は、香川県警察本部警務部総務課において保管しなければならない。

2 第2条第1項の公印のうち、警察署長印及び警察署印は、当該警察署において保管しなければならない。

3 第2条第1項の公印のうち、香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長印及び香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊印は、香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊において保管しなければならない。

4 第2条第2項の公印は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる保管所属において保管しなければならない。

区 分	保 管 所 属
1 第2条第2項の表1の項に掲げる公印	略
2 第2条第2項の表2の項に	略

2 警察本部長がその権限のうちの一部のものをを行う場合にのみ使用する公印の形式及び用途は、次の表のとおりとする。

略

3 略

4 警察本部長は、必要があると認めるときは、第1項及び第2項の公印のほか、警察本部の部及び部長並びに所属（高速道路交通警察隊及び警察署を除く。）及び所属の長（高速道路交通警察隊長及び警察署長を除く。）の公印を作成することができる。

（公印の使用）

第11条 前条第1項の公印のうち、警察本部長印及び警察本部印は、同項の規定により公印を押すこととされている文書（一般の文書を除く。）のほか、警察本部長が特に必要があると認める一般の文書に使用することができる。

2・3 略

（公印の保管）

第12条 第10条第1項の公印のうち、警察本部長印及び警察本部印は、総務課において保管しなければならない。

2 第10条第1項の公印のうち、警察署長印及び警察署印は、当該警察署において保管しなければならない。

3 第10条第1項の公印のうち、高速道路交通警察隊長印及び高速道路交通警察隊印は、高速道路交通警察隊において保管しなければならない。

4 第10条第2項の公印は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる保管所属において保管しなければならない。

区 分	保 管 所 属
1 第10条第2項の表1の項に掲げる公印	略
2 第10条第2項の表2の項に	略

掲げる公印	
3 第2条第2項の表3の項に掲げる公印	略

5 第2条第4項本文の規定により作成した公印のうち、警察本部の部及び部長の公印は部内の庶務に関する事務をつかさどる課において、その他の公印はそれぞれの公印に係る課、隊若しくは所又は香川県警察学校において保管しなければならない。

(公印の印材、登録及び印影の印刷)

第5条 第2条の公印の印材、登録及び印影の印刷は、香川県公安委員会の公印の例によるものとする。

別表第1 (第2条関係)

略

別表第2 (第2条関係)

略

別表第3 (第2条関係)

略

別表第4 (第2条関係)

略

掲げる公印	
3 第10条第2項の表3の項に掲げる公印	略

5 第10条第4項の規定により作成した公印のうち、警察本部の部及び部長の公印は部内の庶務に関する事務をつかさどる課において、その他の公印はそれぞれの公印に係る課、隊若しくは所又は香川県警察学校において保管しなければならない。

(公印の印材、登録及び印影の印刷)

第13条 第10条の公印の印材、登録及び印影の印刷は、香川県公安委員会の公印の例によるものとする。

第5章 行政文書の管理

(行政文書の管理に関する定め)

第14条 香川県情報公開条例(平成12年香川県条例第54号)第2条第1項に規定する行政文書の分類、保存、廃棄その他の管理に関し必要な事項は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)第16条の規定の例に準じて別に定める。

別表第1 (第7条、第10条関係)

略

別表第2 (第7条、第10条関係)

略

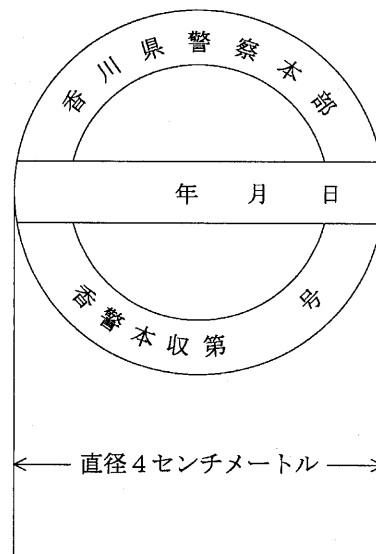
別表第3 (第10条関係)

略

別表第4 (第10条関係)

略

別記様式第1号 (第3条関係)



別記様式第2号 (第3条関係)

親 展
普 通 文 書 収 受 簿

番号	記号番号	収 受 年 月 日	件 名	差 出 人	取 扱 者	備 考
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

